

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月13日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月11日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和2年12月10日議案第71号をもって工事請負契約の締結及び令和3年12月7日議案第53号をもって工事請負契約の変更について議決を得た小坪トンネル修繕工事について、設計変更の必要が生じたため、次のとおり変更する。

- 1 契約金額 変更前 2億4,683万8,900円
変更後 2億4,539万9,000円
- 2 しゅん工期限 変更なし
- 3 契約の相手方 神奈川県逗子市桜山4丁目7番5号
高幸建設株式会社
代表取締役 岡川 直